



# 本紙の主義

其利用を快諾し、特權として、社會共有の公的言論機關となり、紙面を開放して何人も爲めに、本紙は絶對不可侵の權威を以て論議公正にして愚劣無價値の記事を採らざる、磐城地方唯一の實業機關たるの本紙の使命也

## 大瀧電氣所權利取消行政訴訟提起に對する 平町會議員紙上意見發表表

此抱負に聴け 我磐城之實業去月十日の紙上を以て平町會議員各位に大瀧發電所問題の所見を請ひしに繁多業務の所有者にも係らず或は一堂に會して眞重意見の交換をなし其所信の一致点を、又は單獨抱負を披瀝し何れも寄稿されしを感謝し之を本日全紙面に網羅し三萬町民として信託者の方策を聞を得たるは聊か本社之光榮とする處なり

利用の妙諦此處に在り 佐藤岩次郎 發電所許可反對同盟會の叫びは、旅行中にして歸來直に區長より勧誘を受けるに及んで、既に大瀧電氣所問題の所見を請ひしに繁多業務の所有者にも係らず或は一堂に會して眞重意見の交換をなし其所信の一致点を、又は單獨抱負を披瀝し何れも寄稿されしを感謝し之を本日全紙面に網羅し三萬町民として信託者の方策を聞を得たるは聊か本社之光榮とする處なり

飽迄反對する者也 佐々木龍若 香坂知事は、大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。然るに、大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。然るに、大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。

協同一致点を發見して 共存共榮に兩者圓滿解決を望む 萩原義雄 大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。然るに、大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。

道を増水計畫を謀る 平水 大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。然るに、大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。

組織の増進に努力 町民一般にも報告 小田炭礦株式會社に對し直接交渉を開始 平町會議員紙上意見發表表

水道問題意見書 好間川の水は國家の所有であるが、平町會議員は、水道の確保を期すため、好間川の水を國家の所有とするべきを主張する。然るに、好間川の水は國家の所有であるが、平町會議員は、水道の確保を期すため、好間川の水を國家の所有とするべきを主張する。

平水 大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。然るに、大瀧電氣所建設の必要を説き、其利益の分配を主張し、其結果として町民の生活が向上することを期す。

組織の増進に努力 町民一般にも報告 小田炭礦株式會社に對し直接交渉を開始 平町會議員紙上意見發表表

水道問題意見書 好間川の水は國家の所有であるが、平町會議員は、水道の確保を期すため、好間川の水を國家の所有とするべきを主張する。然るに、好間川の水は國家の所有であるが、平町會議員は、水道の確保を期すため、好間川の水を國家の所有とするべきを主張する。

Table with subscription information: 發行所、發行部、定額、廣告料、印刷部、大瀧電氣所、發行部、定額、廣告料、印刷部、大瀧電氣所

福島縣平町四丁目 五色溫泉 旅館 山形縣板谷 宗川 旅館





購讀料金頂戴に營業主任が御向ひ申上りませす  
中てすから何卒御同情の程御願申上げませす  
大正十五年  
三月十日  
磐城之實業社

仙臺市東一番丁(電話一五九五番)  
草薙勝衛法律事務所  
民刑事事 草薙勝衛  
控訴専門 赤城茂

ぬる湯温泉  
脳病と眼病効者  
拾萬圓内外の料  
伊藏

今水野部長の誠意ある仲へきものではありませせん  
裁を退き二月五日の町會に 第四 此機會に平町  
於て小田炭礦會社と直接交渉 水道百年の計畫を樹  
立すべし  
決し未だ會社に一回の 交渉もせず行政訴訟に依り 要するに眞に愛町の念を有  
此問題の解決せんとする非ず 町議は從來の感情を以  
上、大森町議を初め二十六捕り各自誠意を以て科學的  
の議員は假りに勝訴を得れば利益を調査研究し一方國  
の現況(大瀧江筋)の事業を起し地方産業に  
の屈辱的契約)以上の取水利益に更に平上水道の  
の權利及び利益を収むる事を 利益なる權利を獲得  
不得又一方敗訴となりたる 安全なる設備を爲さしむ  
場合は多額の経費を濫費し 爲めに一切の情實を離れ  
且つ町の面目を毀損し増水 會社に交渉し一致點を發見  
計畫に大踏進を來たす事は 此問題の圓滿なる解決を  
火を見るよりも明かにて其 見る事が平町百年の大計を  
責任を負ふも平町 樹つる道に信するものであ  
の損失は決して償ふりませす (以上)

四大案件を述べ  
反對の理由を論ず  
井上茂作

拜復貴社益々御隆昌の段奉  
賀上候御今般本町の重大問  
題たる大瀧發電所水利權許  
可取消行政訴訟提起に至る  
までの町會議員としての宿  
願の経過及び將來の所信を  
開陳すべしとの御照會は誠  
承仕り候得共既に御承知の  
如く本問題は突發以來前後  
三年に渉りたることで  
不當許可の経緯其  
他複雑なる關係を  
有し是れを公開せむとせ  
ば一朝一夕には盡し能はざ  
るもの有之候されば茲に概  
要のみを摘記し御参考にお  
し候間御諒下度候  
一、大瀧發電所水利  
權許可の内容は重  
大なる錯誤が原因  
し居るに  
二、河川に利害關係  
を有する本町の自  
治權を蹂躪せし事

更願書を提出したるものに元來本件の如き不條理不恰  
て予も亦立會たるを以て管理なる事務が成功するもの  
被知事の嚴肅なる態度に感ぜば天下は開とならねば  
を正して傍聴したるであつたらぬ乎は自治體擁  
護の爲めに飽まで闘か  
た香坂知事は彼等の背信行  
急所を糾明する其  
痛快さは今も忘れ  
ぬ處である然るに縣  
の門を叩くや猛虎の  
双爪を免れたる野  
狐の如く彼れ獨特の狡  
猾なる性質を露し誠意處  
か背信言利の爲めに何物  
をも犠牲に供して懼らざる  
態度の痕跡歴々たるは  
言詞同断と云はざる可らず  
一休人間恥を知らざるに至  
つては致し難きものに著  
にも格にも掛らぬとは斯  
ものを稱するならむ此一事  
は萬事にて彼等如何に惡  
業なりしかは推斷するに難  
からず行政訴訟は  
當然本町の勝利を  
期待するものに之有候右不  
取敢御答まで勿々敬具

三、自治體の權利を  
侵害せしこと  
四、水量の脅威及水  
質の悪化を被むる  
以上の見地より我々は此の  
不當水利權許可を  
取消せざるがば止  
む能はざるものに  
第一項の錯誤に付ては香  
坂前知事は水利權關  
係者一同を詰責し  
人を見れば泥棒と  
思ひ云ふ語あるも予は  
之れを信せざるに而かも汝  
等の如き背信者に依り此語  
の徒爾ならざるを發見した  
るを遺憾とすを遺憾とす  
一、佐瀨農商課長  
二、江村社會課長に筆  
記せしめ此時水利權關  
係の取下願書並に上流に變

花澤久一郎  
大森勇清  
櫻井清  
佐藤芳松  
依り解決するより外な  
い云ふ事に成りました  
で平町として小田に於て  
完全なる書類を提出する  
意なき書類を提出しても  
に對し書類の提出を強制  
するに參らず此上は行政  
訴訟の判決に待たなければ  
訴の執行に待たなければ  
縣知事として申上げらる  
ます行政訴訟の結果に待  
たなければならぬ事になつ  
た経過を一應申し上げる事  
を致します  
大正十三年七月十九日青沼  
深畑兩村長人の立會に依り  
小田長小田炭礦株式會社  
野崎平電氣株式會社社長  
野崎平電氣株式會社社長  
縮野氏との交換したる覺書  
の通第二發電所  
の設置變更願  
を提出する事  
を提出して妥協が  
こして妥協が  
成立しましたので全月  
廿一日福島縣廳に關係者  
同出席し香坂前知事に會見  
致し從來の経過を陳情  
し知事にも兩者の意の  
有る所は明瞭したから小田  
炭礦會社社長より完全なる書  
類の提出を待つて合法的の  
の理をするが同一を諒せよ  
て歸町し爾來知事を信頼  
し知事は屢々小田社長に對  
し書類の提出を迫りました  
が遂に完全なる  
書類を提出せ  
し時を遷延致し知事の  
更迭を見るに至つたのであり  
ます然るに現川知事の意  
向に依りますれば小田より  
は書類の提出を見ず妥協の

發電計畫は保健衛生上  
有害と認め最後の歸結  
として止むなく行政訴訟  
を提起せしものなり  
渡邊貫一  
吉田定太郎  
丹野榮三郎  
永山義太郎  
松崎菊三郎  
青沼鋒太郎  
會川卯三郎  
荒川淺次郎  
阿部太平  
岩本重雄  
星野清吉  
森本盛一

五月以降大正十四年十一月町道汚染の程度極め  
る必要水量並に魚族の棲  
息に必要なる水量を分  
流すことを要す  
五、發電用水の取水口を築  
き取水するものにして人爲  
の分流に待つて非れば根  
本の流の質と神小屋地内  
の分流の質を對比せ  
んか爲め、大正十三年五月  
以降同十四年十一月に至  
る本流字小畑(一號)神小屋  
中(二號)同上野尻(三  
號)本流野尻(四號)の四  
箇所就て延回数百七十六  
回の質試験成績表の通  
り、其結果一ヶ年中十二月  
より五月に至る六ヶ月間  
本流と神小屋灌漑用とは  
大差を認めずとも六月  
十一月に至る六ヶ月間  
於ける質は非常の悪化を  
示す即ち大正十三年八月  
試験の結果を見るに發電所  
用、取水口地野尻川本流  
十七個に對し神小屋灌漑用  
路中間野尻に於ては細菌  
の平均數四千七百三十二個  
に於ては細菌の平均數四  
千二百一十個を検出し神小  
屋用、路の凡てか本流に合  
流したる河に於ては細菌  
の平均數千八百九十五個を  
検出せり斯の如く多量の河  
に對し神小屋地内灌漑用  
及び汚水の混入に依りても  
質汚染の顯著なるを認む  
るを得し況んや發電所設  
置の如く發電取水口に於て  
置出願者の提出せる、量計  
の如く五立方尺を分りし  
僅かに五立方尺を分りし  
に對し神小屋地内灌漑用  
の落し及途中の溪谷より湧  
出する灌漑に供したる汚  
水、大部分となりたる時は其  
惡化化を知る可からず  
以上を綜合するに大正十  
三年四月二十六日付許可に依  
る平町、道取入口下に放  
水し、道取入口下に放  
水し、道取入口下に放  
水し、道取入口下に放

町道	必要水量	魚族の棲息	試験結果
五月	...	...	...
六月	...	...	...
七月	...	...	...
八月	...	...	...
九月	...	...	...
十月	...	...	...
十一月	...	...	...
十二月	...	...	...
一月	...	...	...
二月	...	...	...
三月	...	...	...
四月	...	...	...
五月	...	...	...
六月	...	...	...
七月	...	...	...
八月	...	...	...
九月	...	...	...
十月	...	...	...
十一月	...	...	...
十二月	...	...	...



謹啓 愈御清榮の段奉慶賀候就ては今回平町會に於て大瀧  
發電所水利權許可取消し行政訴訟提起と相成り候に對し町  
會議員各位に其の善處所信抱負等を請ひ本日之紙上に之を  
掲載致候御一覽の上、町民の立場より將來の利害休戚を念  
ひ嚴正なる批判を仰ぎ度候要するに議員諸君の所見を概別  
する時は發電水利々用と絶對不可とに別るべく御多忙中甚  
だ恐縮に存じ候得共最も公明なる貴下の賛否に對する御高  
見を左の余白に御記入御送付被下候へば幸甚に不堪候  
尙意見をも發表し得ざる無能無責任の議員に對しての方策等も有  
之候に就ては之又御示教仰度候 敬 具

大正十五年三月十日

平町古鍛冶町

磐城之實業社

社長 大和田與平

贊 否 ト 其 ノ 理 由

Blank area for the response text.